

# 令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

京都市立東山総合支援学校

## 1 総則

### (1) 目的

文部科学省が定めるいじめの定義『いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうものとする』を踏まえて、いじめは生徒の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものとして捉え、学校の教育活動全体で生徒の人権を保持することや人権意識を高め、豊かな心を育て、対人関係、集団づくり、社会性育成することを目的とし、本校のいじめ防止に関する取組の基本的な方向、取組内容を定め、個々の障害特性を考慮し、個に応じて丁寧な支援・指導を行い、いじめの未然防止・早期発見・解決を目指し全教職員で取り組むことを目的とする。

### (2) 基本理念

いじめの防止や解決は、学校の大きな課題の一つである。すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことで、社会生活に貢献できる人材を育てること、人権意識を高めていくこと、道徳教育を通じて豊かな心を育むこと、また、成功体験をさせることで自己肯定感を高め、いじめを「しない」「許さない」「傍観しない」知識と姿勢を身に付けることを目指す。また、学習活動の中でわかる授業を創意工夫することや授業規律やルールを徹底し、規範意識の向上に努める。教育活動全体を通して、全教職員が人権意識や規範意識の醸成を組織的・系統的に実施していく、いじめが起きにくい、起こさせない環境つくりに努めていく。(いじめの未然防止)

また、日頃の観察の強化を図り、生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、共有した情報に基づき、速やかに対応する。共有する情報は5W1Hにまとめ、教職員全体が共有できるようにしておく。生徒のささいな変化に気づくために、学級でのファーストコンタクトを観察の機会と捉え、一人ひとりの顔を見て声を聞くことや個人ノート、保健室の様子など、意識的に観察を行い、積極的に生徒と関わる中で生徒の変化に速やかに気づけるようにする。また、教育相談や記名によるいじめアンケートを実施したり、保護者とも連絡を密にして、家庭でも変化が見られないか確認したりして、早期発見につとめる。(いじめの早期発見)

いじめが発生した場合には、丁寧な事実確認を行い、いじめであるか否かの判断も厳正に行う。また、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることを踏まえて、必要に応じてカウンセリングを継続して行い、心の回復に努め、生命・身体の保護を徹底する。いじめをした生徒に対しては、社会で絶対許されない行為であることやいじめられた生徒の気持ちなどがわかるように個々の障害特性に応じて支援・指導を徹底し、繰り返されることがないように振り返りを通して自分で気づけるように徹底を図る。当分は経過観察を行い、必要に応じて支援・指導を継続して解決を図る。

## 2 いじめ・不登校対策委員会の設置

(1) 委員会名 いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

- |         |           |       |             |         |         |       |
|---------|-----------|-------|-------------|---------|---------|-------|
| ・校長     | ・教頭       | ・副教頭  | ・学部長        | ・生徒指導主事 | ・教育相談主任 | ・学年主任 |
| ・人権教育主任 | ・道徳教育推進教師 | ・養護教諭 | ・スクールカウンセラー |         |         |       |

(3) 委員会として取り組む内容

- ・人権意識や規範意識を育てる取組
- ・道徳教育の充実
- ・いじめアンケートなどを利用した実態把握
- ・いじめの認定
- ・いじめ発見時から問題解決までの効果的な支援・指導のあり方の検討

(4) 開催時期

- ・隔月 1 回を基本として、未然防止、早期発見について取組を推進して、必要に応じて臨時的に行う。  
また、重大事案発生時には、拡大いじめ対策委員会を設置する。

(5) 生徒・保護者への周知

- ・学校ホームページへの掲載
- ・年度当初の全校集会で対策組織の役割を生徒に説明

## 3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・生徒が主体的に授業に取り組めるように、授業の時間を守ることやルールや決まり事を設定して学習規律を高め、規範意識の醸成を目指す
- ・わかる授業を目指し、創意工夫していくことで授業の質を高め、自己肯定感を高める

イ 道徳教育

- ・授業を通して、公平公正な考え方や、豊かな心を育み、人権意識を高める
- ・教育活動全体を通して、道徳的な要素を明確にして、意図的に実施する

ウ 体験活動

- ・企業実習や地域貢献活動などの地域社会での学習を通し、社会人としてのソーシャルスキルを身につけ、社会の一員としての自覚を育む

## 工 生徒が自主的に行う活動

- ・生徒会活動や学級活動など、生徒が自主的に行う活動では話し合いなどを通し、人権意識や道徳性の向上を図る

## 才 生徒へのはたらきかけ

- ・生徒会活動で生徒から生徒への啓発活動を通して、人権意識や規範意識の向上を図る
- ・また教職員からも学校教育活動全体を通して、人権意識や規範意識の向上をねらい  
目的を明確にして、集会や学級活動で、はたらきかけをする

## 力 保護者の啓発

- ・学校のいじめ防止対策基本方針を配布物やPTA行事での紹介を通し広く周知する
- ・いじめの未然防止・早期発見・いじめ問題の解決に関しては、地域・保護者・学校が連携を密にして、取り組んでいくべき内容であることを広く広報する

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・日常の観察結果や、定期的に実施するアンケート結果、教育相談の内容などで、生徒の気になる情報については、学年主任へ情報を集め、学年主任より生徒指導主事、学部長、管理職へと連絡し、必要に応じて校長より、いじめ・不登校対策委員会の開催を指示する
- ・その後の情報収集については、いじめ・不登校対策委員会に一本化する
- ・いじめ・不登校対策委員会が情報を集約し、必要な情報を全教職員に周知し、共有を行う
- ・教職員がいじめを抱え込まないための取組の徹底。いじめ・不登校対策委員会の役割や構成員を教職員に伝え、教職員がいじめの情報を抱え込むことで事態が長期化、深刻化する可能性があり、法の規定にも違反しうることを周知する

### イ 生徒に対する定期的な調査

- ・アンケートの実施  
いじめの早期発見やいじめがどの程度起きているのかを定期的に把握して、効果的ないじめ防止対策が立案できるように、前後期に各1回、記名によるアンケートを実施し実態調査を図る
- ・教育相談の実施  
日頃から生徒との関係づくりに努め、普段から子どもの生活を把握するように努める
- ・スクールカウンセラーを配置し、養護教諭と連携を図り、積極的かつ効果的な活用を促す

### (3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

#### ア 基本的な考え方

- ・いじめの可能性がある事案が発生した場合は、当事者や目撃者から丁寧な事実確認を行う
- ・事案に対しては、被害生徒が1日でも早く安心して学校に通える状況を整えることを目指し、対応する
- ・問題解決後も、一定期間経過を観察して、再発防止に努め、保護者にも連絡する
- ・必要に応じて警察や児童相談所などと連携して、効果的な支援・指導、再発防止に取り組む

#### イ いじめが発覚したときの対応

- ・まずは、慎重に事実確認をおこない、いじめであるか否かの判断を厳正に行う
- ・学年、学校内で情報共有し、手立てを明確に速やかに対応する。共有する情報については5W1Hにまとめ、特定教員で抱え込みず、教職員全体が共有できるようにする
- ・支援・指導については見通しを持って計画的に進め、早期解決を目指す
- ・当該生徒の家庭への報告は、簡単な電話連絡ではなく、丁寧な説明をおこない、家庭と協力して、支援・指導をする
- ・被害生徒には必要に応じてカウンセリングを継続する
- ・当分は経過観察をおこない、必要に応じて関係機関や専門家との連携を図る

## いじめ対応の組織的な流れ

### いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

### いじめの情報

### 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他からいじめ・不登校対策委員会に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

### 指導・支援体制を組む

- いじめ・不登校対策委員会で指導・支援体制を組む  
(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を)

連携

関係機関

### 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあつてもいじめに向かわせない
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

### 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

### 今後の対応

- 繰続的な指導や支援を行う
- スクールカウンセラーや各関係機関とはかり、心のケアを行う

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、いじめ・不登校対策委員会でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

#### ウ ネットを通じておこなわれるいじめへの対応

- ・保護者からの情報提供や生徒とのやり取りの中で、「なりすまし」、「不正アクセス」、「誹謗中傷」などインターネット上にある人権に関わる事案やSNS、無料通話アプリ、コミュニケーションアプリなどで行われる嫌がらせなどは事実を確認し、必要に応じて画面を保存することなどを行う関係生徒に関する事実確認は推測を避け、5W1Hを明確にしながら丁寧に行う。必要に応じて、警察や法務局に対して協力依頼をして、迅速な解決を目指す
- ・また近年のスマートフォン・タブレット利用者の増加に伴って、アプリケーションの使い方の指導やネットモラルなど生徒を啓発する研究・研修など行う

#### エ いじめ解消の判断と再発防止に向けた取組

- ・いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある
  - ①目安として3か月以上いじめに係る行為が止んでいる  
(期間はあくまで目安とし、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する必要がある)
  - ②被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていない
- ・「解消している」状態と判断された場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒や周囲の様子を日常的に注意深く観察することが必要である

### (4) 教職員の資質・能力向上（校内研修）

#### ア 基本的な考え方

- ・人権意識や道徳性の醸成や社会性の向上によるいじめ予防の意識の向上を図る
- ・いじめは日常生活の延長上で発生し、当該行為がいじめか否かの判断が難しい。また、特に、SNS、などスマホやパソコンなどによるトラブルは、潜在化傾向にある。そのため、日常観察の強化と報告・連絡・相談の徹底がより一層必要である
- ・いじめ防止対策基本方針を全教職員が周知徹底し、組織的な活動を実施する

#### イ 研修の時期・内容 など

- ・4月：生徒指導研修  
いじめ防止対策基本方針の周知徹底
- ・9月：前期アンケート（記名）結果と状況把握、日常観察の在り方
- ・12月：後期アンケート（記名）結果と状況把握、いじめ防止対策基本方針の見直し

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

### (1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・本校のいじめ防止基本方針を生徒や保護者、地域に対して趣旨を周知徹底し、保護者の良きパートナーとして寄り添い、風通しのよい関係の構築に努め、いじめ防止に向けた未然防止や早期発見取り組みを適宜、情報発信し、必要に応じて意識啓発の取組や意見聴取などの取組を企画し、広く公表する

## (2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめ・不登校対策委員会が学校だけで対応することが難しいと判断される時や、よりよい解決に向けて必要と判断した時は、警察など関係機関に対して相談や協力依頼などを行う。
- ・いじめられている生徒の生命又は、心身に安全が確保できない時や触法行為事案がある時は、学校・警察連絡協議会の決定事項に則り、警察へ通報する

# 5 重大事態への対処

## (1) 基本的な考え方

- ・重大な事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや一定期間の長期欠席生徒の発生を意味し、このような、事実が発覚した場合は、校長が判断して、いじめ・不登校対策委員会へ調査を指示し、事態の把握に努める
- ・重大な事案であると確認された段階で、校長のもと、必要に応じて専門的知識や経験を有している公平・公正を保てる第三者の参加や適切な専門家を加えて「拡大いじめ対策委員会」を組織し調査の徹底を図る。また、丁寧な事実確認と事実提供を怠らず情報を適切に活用し報告を行う
- ・調査結果に関しては、適切な方法で経過報告を含めて、個人情報保護が最優先されるように被害生徒や保護者、加害生徒や保護者、必要に応じて在校生や保護者などに報告を行う

## (2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・上記の「基本的な考え方」に沿って対応し、柔軟に対応する
- ・拡大いじめ対策委員会の組織に関しては、校長の判断、指示のもとで行い、必要に応じて第三者に協力を依頼する。この場合の第三者とは、調査の公平性、中立性を考慮した上で決定され、関係者と人間関係がなく、利害関係を有しないことが配慮される。また、調査内容の特性を踏まえ、適切な専門家を選ぶ

## 6 年間計画（予定）

- いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を以下の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談等	保護者・地域への啓発等
4	コーディネーター会 ケース会議（2、3年）		キャリアカウンセリング (3年)	家庭訪問週間
5	ケース会議（1年） コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会	全校集会 性と生の学習 (スポーツフェスティバル)		ホームページへの掲載
6	コーディネーター会	性と生の学習 非行防止教室 いじめアンケートの共有	いじめアンケートの実施（1年） キャリアカウンセリング（2年）	学校運営協議会
7	コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会	ケータイ教室（7月） 性と生の学習	いじめアンケートの実施（2、3年） 学校評価アンケート キャリアカウンセリング（1年）	
8	校内研修 コーディネーター会			
9	コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会	(スクールフェスティバル) 性と生の学習 いじめアンケート共有	いじめアンケートの実施（記名）	ケース懇談会
10	コーディネーター会	性と生の学習		学校運営協議会
11	コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会	性と生の学習		
12	コーディネーター会	人権月間の取組 ケータイ教室（12月） 性と生の学習 いじめアンケートの共有 (高2研修旅行)	学校評価アンケート いじめアンケートの実施（記名）（全学年）	
1	コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会 (学校いじめ防止プログラム見直し)	性と生の学習 薬物乱用防止教室		
2	コーディネーター会	性と生の学習	キャリアカウンセリング（2年）	学校運営協議会 ケース懇談会 (3年)
3	コーディネーター会 いじめ不登校対策委員会	性と生の学習	キャリアカウンセリング（1年）	ケース懇談会 (1、2年)

